

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 20 日 (火) 第3392号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (※)  
(財政課取扱い) 1

### 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (2 件) (農地整備課取扱い) 2

### 公 告

○映画の推奨公告 (2 件) (青少年男女共同参画課取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

## 規 則

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 2 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (平成29年鹿児島県条例第33号) 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成30年 2 月 26 日とする。

## 告 示

### 鹿児島県告示第153号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 2 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南九州市川辺町上山田字田代6924番 5, 字八久保6925番 1, 6926番 3, 6926番 4, 6926番 6
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年2月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町指江字猿喰平1042番，字綱掛1715番，字櫻ノ渡1794番10，1798番1，1798番2，字郷式平1838番5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿喰平1042番・字綱掛1715番・字郷式平1838番5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第155号

出水郡長島町平尾67番地1 小崎春海及び出水郡長島町平尾1603番地9 吉武建吾からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年2月20日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

1 区域 長島町平尾区域（出水郡長島町平尾の地区）

2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

### 鹿児島県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）中種子地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年2月2日に行った。

平成30年2月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）中種子地区第3換地区の換地計画に係る換地処分を，平成30年2月2日に行った。

平成30年 2 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

公 告

映画の推奨公告

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第5条第1項の規定により，次のとおり映画の推奨をした。

平成30年 2 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

推 奨 番 号	66
推 奨 年 月 日	平成30年 2 月 9 日
種 別	映画
題 名	リメンバー・ミー
製作又は配給社名	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
対 象	青少年向き
推 奨 の 理 由	昭和58年 4 月 1 日鹿児島県告示第642号（鹿児島県青少年保護育成条例に基づく推奨に関する認定基準）の1から5までに該当するものであり，青少年の健全な育成上特に有益である。

映画の推奨公告

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第5条第1項の規定により，次のとおり映画の推奨をした。

平成30年 2 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

推 奨 番 号	67
推 奨 年 月 日	平成30年 2 月 9 日
種 別	映画
題 名	アナと雪の女王／家族の思い出
製作又は配給社名	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
対 象	青少年向き
推 奨 の 理 由	昭和58年 4 月 1 日鹿児島県告示第642号（鹿児島県青少年保護育成条例に基づく推奨に関する認定基準）の1から5までに該当するものであり，青少年の健全な育成上特に有益である。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第14号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 2 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R キャプテン翼黄金世代の鼓動	株式会社サンセイアール	7P1047

	V V 2	ルアンドディ	
ぱちんこ遊技機	C R G I D R E A M 駿 K K	株式会社サンセイアールアンドディ	7P1140
ぱちんこ遊技機	C R ジューシーハニー 2 S S	株式会社サンセイアールアンドディ	7P1257
ぱちんこ遊技機	C R 巨人の星 2 F F	株式会社サンセイアールアンドディ	7P1696
ぱちんこ遊技機	C R デジハネどらきゅあ C W C	株式会社銀座	7P1402
ぱちんこ遊技機	C R どらきゅあ E W D	株式会社銀座	7P1503
ぱちんこ遊技機	C R A デジハネぐるぐるダービー S T N B	株式会社銀座	7P1677
ぱちんこ遊技機	C R 真北斗無双 2 F B	サミー株式会社	7P1628
回胴式遊技機	S L O T ファミリースタジアム / D N	株式会社メーシー	7S1622
回胴式遊技機	パチスロ北斗の拳 A A / Z S	サミー株式会社	7S0983